

# 業務主任者の職務

関東液化石油ガス協議会  
業務主任者・保安業務管理者研修会

# 業務主任者の選任数

販売事業者は、販売所ごとに一般消費者等の数に対応した人数以上の者を、業務主任者に選任し、併せて販売所毎に1人以上の業務主任者の代理人も選任し、その職務を行わせなければならない。

## 業務主任者の選任数

一般消費者等の数	業務主任者の数
1以上 1,000未満	1人以上
1,000以上3,000未満	2人以上
3,000以上5,000未満	3人以上
5,000以上	4人に一般消費者の数が2,000増す毎に1人を加えた人数

## 販売所の変更の届出

下記の事項を変更したときは、遅滞なく販売所変更届が出されるよう監督すること

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 販売所の名称及び所在地
- 液化石油ガス貯蔵施設の位置及び構造
- 一般消費者等について保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地
- 賠償責任保険

# 14条書面の作成又は作成の指導

## ■ 14条書面の内容

- 1、液化石油ガスの種類
- 2、液化石油ガスの引渡の方法
- 3、供給設備及び消費設備の管理の方法
- 4、消費設備の調査及び技術基準に適合しない場合の周知
- 5、保安業務を行う認定保安機関の氏名又は名称
- 6、その他経済産業省令で定める事項

# 販売の方法が液石法の基準に適合、 又は適合維持の監督

## 1. 充てん容器

- ・ 外面に異常、漏えいのないもの。充てん期間を6月以上経過していないもの。
- ・ 集合装置等に接続すること。(8リットルを超えるもの)
- ・ 容器交換は液化石油ガスの供給が中断することがないようにおこなう。

## 2. 貯蔵施設

- ・ 充てん容器・残ガス容器を区分しておく。必要なもの以外のものをおかない。
- ・ 周囲2m以内には火気又は引火性若しくは発火性のものをおかない。
- ・ 充てん容器等は常に温度40度以下に保つ。
- ・ バルブの損傷を防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしない。
- ・ 携帯電灯以外の灯火を携えて立ち入らない。

## 3. 供給設備・消費設備の所有区分等

- ・ 当該消費設備の所有区分の明確化。
- ・ 他の販売事業者の所有する供給設備が既に設置されているときは、一般消費者等から販売契約の解約の申し出があってから相当期間が経過するまでは、当該供給設備を撤去しない。
- ・ 販売契約の解除の申し出があった場合において、その所有する供給設備を遅滞なく撤去する。
- ・ 販売契約の解除の申し出があった場合において、消費設備に係る配管であって販売事業者が所有するものについては、適正な対価で一般消費者等に所有権を移転する。

#### 4. 販売・容器交換等

- ・ 遅滞なく容器交換をする。体積により販売する。
- ・ 取り外した容器について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す。
- ・ 質量販売の場合、消費されないものは適正な価格で引き取る。

#### 5. 貯槽等

- ・ 周囲二メートル以内には、火気又は引火性若しくは発火性の物を置かない。
- ・ 修理又は清掃は、保安上支障のない状態で行う。
- ・ 貯槽等(貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。)は、告示で定めるところにより、その沈下状況を測定し、沈下していた場合には、その沈下の程度に応じ適切な措置を講ずる。
- ・ バルブの操作は、当該バルブの材質、構造及び状態に応じ過大な力を加えないようにしてする。
- ・ バルク貯槽は、告示で定めるところにより検査を行う。
- ・ バルク容器に設けるカップリング用液流出防止装置、ガス放出防止器、緊急遮断装置(内容積が四千リットル未満のバルク容器に係るものに限る。)、カップリング、液面計及び過充てん防止装置は、告示で定めるところにより検査を行う。

#### 6. 供給管若しくは配管又は集合装置を修理

- ・ 液化石油ガスを遮断するときは、保安上支障のない状態で行う。

# 貯蔵施設の基準適合,又は 適合して維持されるよう監督

## ■ 技術基準適合義務 規則第14条

- 1 貯蔵施設の明示、警戒標の掲示
- 2 第一種施設距離、第二種施設距離の確保
- 3 施設距離内にある保安物件に対し障壁の設置
- 4 不燃性又は難燃性の軽量な屋根の設置
- 5 漏えいした液化石油ガスが滞留しない構造
- 6 消火設備の設置

# 供給設備の基準適合、又は 適合して維持されるよう監督

- 供給設備の技術上の基準  
規則第18条
- バルク供給に係る供給設備の技術上の基準  
規則第19条
- 特定供給設備  
規則第21条

# 保安教育の計画の立案、 実施又はその監督

## 教育内容

1. 事業責任と保安意識
2. 法規及び規程類の体系
3. LPガスの性質
4. 消費者啓発(保安意識の向上)
5. 設備の設置及び取扱い
6. 各種器具等の取扱い及び操作方法
7. 容器等の取扱い
8. バルク供給
9. 施設・設備等に関する保全技
10. 協力会社の管理
11. 配送業務の管理
12. 保安機関の管理
13. 異常時及び災害時に対する訓練(防災訓練)
14. 事故事例・ヒヤリハット事例の研究
15. 最新の保安技術
16. 書類管理
17. 検査設備等の管理
18. 苦情処理
19. その他の必要事項
20. 保安教育の理解度確認

# 保安業務の実施及び その結果の確認

## ■ 保安業務を行う義務

- 1、供給設備の点検
- 2、消費設備の調査
- 3、周知
- 4、緊急時対応

(一部又は全部について認定保安機関に委託できる。)

貯蔵施設又は特定供給設備が 許可を受けないで変更されること 及び  
完成検査を受けないで使用 される  
ことがないよう監督

充てん設備(民生用バルクロー  
リー)が許可を受けないで使用され  
ること及び完成検査・保安検査を受  
けないで使用されることがないよう  
監督

# 帳簿の記載及び報告の 内容について監督

## ■ 販売事業者が帳簿に記載すべき事項

記載すべき場合	記載すべき事項
一 液化石油ガスを体積により一般消費者等に販売した場合	一 充てん容器の種類及び数 二 販売開始の年月日 三 販売先 四 充てん容器を交換した年月日及び充てん容器の種類又は数に変更があった場合においてはその内容
二 液化石油ガスを質量により一般消費者等に販売した場合	一 充てん容器の種類及び数 二 販売の年月日 三 販売先
三 販売した液化石油ガスであって消費されないものを一般消費者等から引き取った場合	一 引き取った液化石油ガスに係る充てん容器の種類及び数 二 引取りの年月日 三 引取元

<p>四 法第十四条第一項の書面交付を行った場合</p>	<p>一 書面交付に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 書面交付をした者の氏名  三 書面交付の年月日  四 書面の内容</p>
<p>五 法第二十九条の認定を受けた保安機関に法第二十七条第一項各号の業務を委託した場合</p>	<p>一 委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 委託を行った保安機関の氏名又は名称及びその事業所の所在地  三 保安業務の結果  四 供給設備が法第十六条の二第一項の技術上の基準(特定供給設備にあつては法第三十七条の技術上の基準)に適合しないものであつた場合は、それに対して講じた措置の内容  五 消費設備が法第三十五条の五の技術上の基準に適合しないものであつた場合は、その消費設備の所有者又は占有者に通知した内容  六 法第二十七条第一項第四号に基づき実施した措置の内容  七 保安業務を行った年月日</p>
<p>六 貯蔵施設又は特定供給設備に異常があつた場合</p>	<p>一 その内容  二 それに対して講じた措置  三 異常があつた年月日及び措置を講じた年月日</p>

## ■ 保安機関が帳簿に記載すべき事項

記載すべき場合	記載すべき事項
一 供給開始時点検・調査を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名</li> <li>三 供給開始時点検・調査の結果</li> <li>四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は、その内容</li> <li>五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日</li> </ul>
二 容器交換時等供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 容器交換時等供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>二 容器交換時等供給設備点検を行った者の氏名</li> <li>三 容器交換時等供給設備点検の結果</li> <li>四 容器交換時等供給設備点検の実施又は法第二十七条第一項第一号の通知をした場合は、その内容</li> <li>五 容器交換時等供給設備点検又は通知の年月日</li> </ul>
三 定期供給設備点検を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 定期供給設備点検に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>二 定期供給設備点検を行った者の氏名</li> <li>三 定期供給設備点検の結果</li> <li>四 定期供給設備点検の実施又は法第二十七条第一項第一号の通知をした場合は、その内容</li> <li>五 定期供給設備点検又は通知の年月日</li> </ul>

<p>四 定期消費設備調査を行った場合</p>	<p>一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 定期消費設備調査を行った者の氏名  三 定期消費設備調査の結果  四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容  五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p>
<p>五 周知を行った場合</p>	<p>一 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 周知を行った者の氏名  三 周知の内容  四 周知の年月日</p>
<p>六 緊急時対応を行った場合</p>	<p>一 緊急時対応に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 緊急時対応を行った者の氏名  三 緊急時対応の内容及び結果  四 緊急時対応を行った年月日</p>
<p>七 緊急時連絡を行った場合</p>	<p>一 緊急時連絡に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所  二 緊急時連絡を行った者の氏名  三 緊急時連絡の内容及び結果  四 緊急時連絡を行った年月日</p>

## ■ 充てん事業者が帳簿に記載すべき事項

記載すべき場合	記載すべき事項
一 充てんした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 充てんに係る貯蔵設備の貯蔵能力並びにその貯蔵設備から液化石油ガスの供給を受けている一般消費者等の氏名又は名称及び住所</li> <li>二 充てんした年月日</li> <li>三 充てんした液化石油ガスの量</li> <li>四 充てんに係る充てん設備</li> </ul>
二 充てん設備の保安検査を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 保安検査を受けた充てん設備</li> <li>二 保安検査を行った者の氏名又は名称及び住所</li> <li>三 保安検査の結果</li> <li>四 充てん設備が法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していない場合は、それに対して講じた措置の内容</li> <li>五 保安検査又は措置をした年月日</li> </ul>
三 充てん設備に異常があった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 その内容</li> <li>二 それに対して講じた措置</li> <li>三 異常があった年月日及び措置を講じた年月日</li> </ul>

■ 定期報告(毎事業年度経過後三月以内)

液化石油ガス販売事業者	その事業年度末における販売する一般消費者等の数及び保安機関への保安業務の委託状況	法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
保安機関	その事業年度における法第二十七条第一項各号に掲げる保安業務の実施状況、その事業年度末における保安業務資格者の数及び保安業務に係る一般消費者等の数並びに法人にあっては、その事業年度中の役員又は第三十三条各号に掲げる構成員の構成の変更	法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事
充てん事業者	その事業年度末における充てんに係る一般消費者等の数及び充てんの作業に従事している充てん作業者の数	法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事

## (参考) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

### (供給設備の技術上の基準)

**第十八条** 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 貯蔵設備(貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。)は、次に定める基準に適合すること。

#### イ~ニ 略

二 貯蔵設備(貯槽であるものを除き、貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に定める基準に適合すること。

#### イ~リ 略

三 貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。)は、次に定める基準に適合すること。

#### イ~ナ 略

四 貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。

五 バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しよく、割れ等の欠陥がないものであること。

六 バルブ、集合装置及び供給管には、腐しよくを防止する措置を講ずること。

七 バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。

八 集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

#### イ~ニ 略

八の二 集合装置又は供給管(以下この号において「集合装置等」という。)は、次に定める基準に適合するよう修理すること。

#### イ~ハ 略

九 調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更(硬質管以外の管の交換を除く。)の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。

#### イ~ロ 略

十 バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。

十一 調整器(二段式減圧用一次側のものを除く。)とガスメーターの間の供給管その他の設備(ガスメーターを含む。)は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。

#### イ~ロ 略

- 十二 建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずること。
- 十三 供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。
- 十四 供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。
- 十五 供給管(貯蔵能力が千キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限り、地盤面下に埋設されているものを除く。)には、温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置を講ずること。
- 十六 内部に液化物の滞留するおそれのある供給管(貯蔵能力が五百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。)には、液化物を排除することができる措置を講ずること。
- 十七 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。
- 十八 一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側の供給管にガス栓を設けること。
- 十九 気化装置は、次に定める基準に適合すること。
- イ~ホ 略**
- 二十 調整器は、次に定める基準に適合すること。
- イ~ハ 略**
- 二十一 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの(以下「地下室等」という。)に係る供給管(貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。)には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等にあつては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。
- 二十二 第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあつては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき(ロに掲げるものにあつては、告示で定める場合を含む。)若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

**イ~ハ 略**

### (バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

**第十九条** 法第十六条の二第一項 の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 バルク容器(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。

#### イ~タ 略

二 バルク容器(貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のものに限る。以下この号において同じ。)は、次に掲げる基準に適合すること。

#### イ~ホ 略

三 バルク貯槽(貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。)は、次に掲げる基準に適合すること。

#### イ~ヘ 略

四 バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。

五 バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続すること。ただし、告示に定める場合にあっては、この限りでない。

六 告示で定めるところにより、バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。

七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの基準に適合すること。

八 供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。

#### イ~ハ 略

### (特定供給設備)

**第二十一条** 法第十六条の二第一項 の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備(貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽又はバルク貯槽が含まれる場合にあっては、その貯蔵能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。)、気化装置及び調整器(貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。)並びにこれらに準ずる設備(貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。)並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。